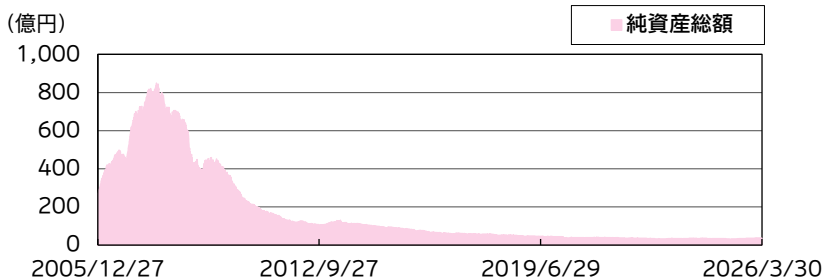
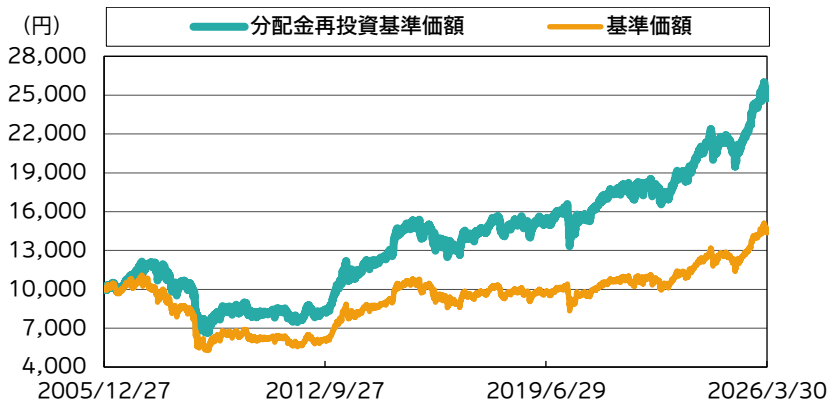


## 運用実績

### 運用実績の推移

(設定日:2005年12月28日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

### 分配金の実績(税引前)(直近1年分)

期	決算日	分配金(円)
第116期	2025/05/07	20
第117期	2025/07/07	20
第118期	2025/09/08	20
第119期	2025/11/06	20
第120期	2026/01/06	20
第121期	2026/03/06	20
設定来累計分配金		5,060

※分配金は、1万口当たりの金額です。

※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	14,368	15,107
純資産総額(百万円)	3,592	3,793

※基準価額は、1万口当たり。

	基準価額(円)	基準日
設定来高値	15,115	2026/03/02
設定来安値	5,298	2009/03/10

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

### 騰落率(税引前分配金再投資)(%)

1ヵ月	-4.8
3ヵ月	1.2
6ヵ月	8.6
1年	19.4
3年	42.1
5年	44.4
10年	77.6
設定来	147.5

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

### ポートフォリオ構成 (%)

外国債券 <sup>1)</sup> ・ <sup>2)</sup> ・ <sup>3)</sup> ・ <sup>4)</sup> ・ <sup>5)</sup> ・ <sup>6)</sup> ・ <sup>7)</sup> ・ <sup>8)</sup> ・ <sup>9)</sup> ・ <sup>10)</sup> ・ <sup>11)</sup> ・ <sup>12)</sup> ・ <sup>13)</sup> ・ <sup>14)</sup> ・ <sup>15)</sup> ・ <sup>16)</sup> ・ <sup>17)</sup> ・ <sup>18)</sup> ・ <sup>19)</sup> ・ <sup>20)</sup> ・ <sup>21)</sup> ・ <sup>22)</sup> ・ <sup>23)</sup> ・ <sup>24)</sup> ・ <sup>25)</sup> ・ <sup>26)</sup> ・ <sup>27)</sup> ・ <sup>28)</sup> ・ <sup>29)</sup> ・ <sup>30)</sup> ・ <sup>31)</sup> ・ <sup>32)</sup> ・ <sup>33)</sup> ・ <sup>34)</sup> ・ <sup>35)</sup> ・ <sup>36)</sup> ・ <sup>37)</sup> ・ <sup>38)</sup> ・ <sup>39)</sup> ・ <sup>40)</sup> ・ <sup>41)</sup> ・ <sup>42)</sup> ・ <sup>43)</sup> ・ <sup>44)</sup> ・ <sup>45)</sup> ・ <sup>46)</sup> ・ <sup>47)</sup> ・ <sup>48)</sup> ・ <sup>49)</sup> ・ <sup>50)</sup> ・ <sup>51)</sup> ・ <sup>52)</sup> ・ <sup>53)</sup> ・ <sup>54)</sup> ・ <sup>55)</sup> ・ <sup>56)</sup> ・ <sup>57)</sup> ・ <sup>58)</sup> ・ <sup>59)</sup> ・ <sup>60)</sup> ・ <sup>61)</sup> ・ <sup>62)</sup> ・ <sup>63)</sup> ・ <sup>64)</sup> ・ <sup>65)</sup> ・ <sup>66)</sup> ・ <sup>67)</sup> ・ <sup>68)</sup> ・ <sup>69)</sup> ・ <sup>70)</sup> ・ <sup>71)</sup> ・ <sup>72)</sup> ・ <sup>73)</sup> ・ <sup>74)</sup> ・ <sup>75)</sup> ・ <sup>76)</sup> ・ <sup>77)</sup> ・ <sup>78)</sup> ・ <sup>79)</sup> ・ <sup>80)</sup> ・ <sup>81)</sup> ・ <sup>82)</sup> ・ <sup>83)</sup> ・ <sup>84)</sup> ・ <sup>85)</sup> ・ <sup>86)</sup> ・ <sup>87)</sup> ・ <sup>88)</sup> ・ <sup>89)</sup> ・ <sup>90)</sup> ・ <sup>91)</sup> ・ <sup>92)</sup> ・ <sup>93)</sup> ・ <sup>94)</sup> ・ <sup>95)</sup> ・ <sup>96)</sup> ・ <sup>97)</sup> ・ <sup>98)</sup> ・ <sup>99)</sup> ・ <sup>100)</sup> ・ <sup>101)</sup> ・ <sup>102)</sup> ・ <sup>103)</sup> ・ <sup>104)</sup> ・ <sup>105)</sup> ・ <sup>106)</sup> ・ <sup>107)</sup> ・ <sup>108)</sup> ・ <sup>109)</sup> ・ <sup>110)</sup> ・ <sup>111)</sup> ・ <sup>112)</sup> ・ <sup>113)</sup> ・ <sup>114)</sup> ・ <sup>115)</sup> ・ <sup>116)</sup> ・ <sup>117)</sup> ・ <sup>118)</sup> ・ <sup>119)</sup> ・ <sup>120)</sup> ・ <sup>121)</sup> ・ <sup>122)</sup> ・ <sup>123)</sup> ・ <sup>124)</sup> ・ <sup>125)</sup> ・ <sup>126)</sup> ・ <sup>127)</sup> ・ <sup>128)</sup> ・ <sup>129)</sup> ・ <sup>130)</sup> ・ <sup>131)</sup> ・ <sup>132)</sup> ・ <sup>133)</sup> ・ <sup>134)</sup> ・ <sup>135)</sup> ・ <sup>136)</sup> ・ <sup>137)</sup> ・ <sup>138)</sup> ・ <sup>139)</sup> ・ <sup>140)</sup> ・ <sup>141)</sup> ・ <sup>142)</sup> ・ <sup>143)</sup> ・ <sup>144)</sup> ・ <sup>145)</sup> ・ <sup>146)</sup> ・ <sup>147)</sup> ・ <sup>148)</sup> ・ <sup>149)</sup> ・ <sup>150)</sup> ・ <sup>151)</sup> ・ <sup>152)</sup> ・ <sup>153)</sup> ・ <sup>154)</sup> ・ <sup>155)</sup> ・ <sup>156)</sup> ・ <sup>157)</sup> ・ <sup>158)</sup> ・ <sup>159)</sup> ・ <sup>160)</sup> ・ <sup>161)</sup> ・ <sup>162)</sup> ・ <sup>163)</sup> ・ <sup>164)</sup> ・ <sup>165)</sup> ・ <sup>166)</sup> ・ <sup>167)</sup> ・ <sup>168)</sup> ・ <sup>169)</sup> ・ <sup>170)</sup> ・ <sup>171)</sup> ・ <sup>172)</sup> ・ <sup>173)</sup> ・ <sup>174)</sup> ・ <sup>175)</sup> ・ <sup>176)</sup> ・ <sup>177)</sup> ・ <sup>178)</sup> ・ <sup>179)</sup> ・ <sup>180)</sup> ・ <sup>181)</sup> ・ <sup>182)</sup> ・ <sup>183)</sup> ・ <sup>184)</sup> ・ <sup>185)</sup> ・ <sup>186)</sup> ・ <sup>187)</sup> ・ <sup>188)</sup> ・ <sup>189)</sup> ・ <sup>190)</sup> ・ <sup>191)</sup> ・ <sup>192)</sup> ・ <sup>193)</sup> ・ <sup>194)</sup> ・ <sup>195)</sup> ・ <sup>196)</sup> ・ <sup>197)</sup> ・ <sup>198)</sup> ・ <sup>199)</sup> ・ <sup>200)</sup> ・ <sup>201)</sup> ・ <sup>202)</sup> ・ <sup>203)</sup> ・ <sup>204)</sup> ・ <sup>205)</sup> ・ <sup>206)</sup> ・ <sup>207)</sup> ・ <sup>208)</sup> ・ <sup>209)</sup> ・ <sup>210)</sup> ・ <sup>211)</sup> ・ <sup>212)</sup> ・ <sup>213)</sup> ・ <sup>214)</sup> ・ <sup>215)</sup> ・ <sup>216)</sup> ・ <sup>217)</sup> ・ <sup>218)</sup> ・ <sup>219)</sup> ・ <sup>220)</sup> ・ <sup>221)</sup> ・ <sup>222)</sup> ・ <sup>223)</sup> ・ <sup>224)</sup> ・ <sup>225)</sup> ・ <sup>226)</sup> ・ <sup>227)</sup> ・ <sup>228)</sup> ・ <sup>229)</sup> ・ <sup>230)</sup> ・ <sup>231)</sup> ・ <sup>232)</sup> ・ <sup>233)</sup> ・ <sup>234)</sup> ・ <sup>235)</sup> ・ <sup>236)</sup> ・ <sup>237)</sup> ・ <sup>238)</sup> ・ <sup>239)</sup> ・ <sup>240)</sup> ・ <sup>241)</sup> ・ <sup>242)</sup> ・ <sup>243)</sup> ・ <sup>244)</sup> ・ <sup>245)</sup> ・ <sup>246)</sup> ・ <sup>247)</sup> ・ <sup>248)</sup> ・ <sup>249)</sup> ・ <sup>250)</sup> ・ <sup>251)</sup> ・ <sup>252)</sup> ・ <sup>253)</sup> ・ <sup>254)</sup> ・ <sup>255)</sup> ・ <sup>256)</sup> ・ <sup>257)</sup> ・ <sup>258)</sup> ・ <sup>259)</sup> ・ <sup>260)</sup> ・ <sup>261)</sup> ・ <sup>262)</sup> ・ <sup>263)</sup> ・ <sup>264)</sup> ・ <sup>265)</sup> ・ <sup>266)</sup> ・ <sup>267)</sup> ・ <sup>268)</sup> ・ <sup>269)</sup> ・ <sup>270)</sup> ・ <sup>271)</sup> ・ <sup>272)</sup> ・ <sup>273)</sup> ・ <sup>274)</sup> ・ <sup>275)</sup> ・ <sup>276)</sup> ・ <sup>277)</sup> ・ <sup>278)</sup> ・ <sup>279)</sup> ・ <sup>280)</sup> ・ <sup>281)</sup> ・ <sup>282)</sup> ・ <sup>283)</sup> ・ <sup>284)</sup> ・ <sup>285)</sup> ・ <sup>286)</sup> ・ <sup>287)</sup> ・ <sup>288)</sup> ・ <sup>289)</sup> ・ <sup>290)</sup> ・ <sup>291)</sup> ・ <sup>292)</sup> ・ <sup>293)</sup> ・ <sup>294)</sup> ・ <sup>295)</sup> ・ <sup>296)</sup> ・ <sup>297)</sup> ・ <sup>298)</sup> ・ <sup>299)</sup> ・ <sup>300)</sup> ・ <sup>301)</sup> ・ <sup>302)</sup> ・ <sup>303)</sup> ・ <sup>304)</sup> ・ <sup>305)</sup> ・ <sup>306)</sup> ・ <sup>307)</sup> ・ <sup>308)</sup> ・ <sup>309)</sup> ・ <sup>310)</sup> ・ <sup>311)</sup> ・ <sup>312)</sup> ・ <sup>313)</sup> ・ <sup>314)</sup> ・ <sup>315)</sup> ・ <sup>316)</sup> ・ <sup>317)</sup> ・ <sup>318)</sup> ・ <sup>319)</sup> ・ <sup>320)</sup> ・ <sup>321)</sup> ・ <sup>322)</sup> ・ <sup>323)</sup> ・ <sup>324)</sup> ・ <sup>325)</sup> ・ <sup>326)</sup> ・ <sup>327)</sup> ・ <sup>328)</sup> ・ <sup>329)</sup> ・ <sup>330)</sup> ・ <sup>331)</sup> ・ <sup>332)</sup> ・ <sup>333)</sup> ・ <sup>334)</sup> ・ <sup>335)</sup> ・ <sup>336)</sup> ・ <sup>337)</sup> ・ <sup>338)</sup> ・ <sup>339)</sup> ・ <sup>340)</sup> ・ <sup>341)</sup> ・ <sup>342)</sup> ・ <sup>343)</sup> ・ <sup>344)</sup> ・ <sup>345)</sup> ・ <sup>346)</sup> ・ <sup>347)</sup> ・ <sup>348)</sup> ・ <sup>349)</sup> ・ <sup>350)</sup> ・ <sup>351)</sup> ・ <sup>352)</sup> ・ <sup>353)</sup> ・ <sup>354)</sup> ・ <sup>355)</sup> ・ <sup>356)</sup> ・ <sup>357)</sup> ・ <sup>358)</sup> ・ <sup>359)</sup> ・ <sup>360)</sup> ・ <sup>361)</sup> ・ <sup>362)</sup> ・ <sup>363)</sup> ・ <sup>364)</sup> ・ <sup>365)</sup> ・ <sup>366)</sup> ・ <sup>367)</sup> ・ <sup>368)</sup> ・ <sup>369)</sup> ・ <sup>370)</sup> ・ <sup>371)</sup> ・ <sup>372)</sup> ・ <sup>373)</sup> ・ <sup>374)</sup> ・ <sup>375)</sup> ・ <sup>376)</sup> ・ <sup>377)</sup> ・ <sup>378)</sup> ・ <sup>379)</sup> ・ <sup>380)</sup> ・ <sup>381)</sup> ・ <sup>382)</sup> ・ <sup>383)</sup> ・ <sup>384)</sup> ・ <sup>385)</sup> ・ <sup>386)</sup> ・ <sup>387)</sup> ・ <sup>388)</sup> ・ <sup>389)</sup> ・ <sup>390)</sup> ・ <sup>391)</sup> ・ <sup>392)</sup> ・ <sup>393)</sup> ・ <sup>394)</sup> ・ <sup>395)</sup> ・ <sup>396)</sup> ・ <sup>397)</sup> ・ <sup>398)</sup> ・ <sup>399)</sup> ・ <sup>400)</sup> ・ <sup>401)</sup> ・ <sup>402)</sup> ・ <sup>403)</sup> ・ <sup>404)</sup> ・ <sup>405)</sup> ・ <sup>406)</sup> ・ <sup>407)</sup> ・ <sup>408)</sup> ・ <sup>409)</sup> ・ <sup>410)</sup> ・ <sup>411)</sup> ・ <sup>412)</sup> ・ <sup>413)</sup> ・ <sup>414)</sup> ・ <sup>415)</sup> ・ <sup>416)</sup> ・ <sup>417)</sup> ・ <sup>418)</sup> ・ <sup>419)</sup> ・ <sup>420)</sup> ・ <sup>421)</sup> ・ <sup>422)</sup> ・ <sup>423)</sup> ・ <sup>424)</sup> ・ <sup>425)</sup> ・ <sup>426)</sup> ・ <sup>427)</sup> ・ <sup>428)</sup> ・ <sup>429)</sup> ・ <sup>430)</sup> ・ <sup>431)</sup> ・ <sup>432)</sup> ・ <sup>433)</sup> ・ <sup>434)</sup> ・ <sup>435)</sup> ・ <sup>436)</sup> ・ <sup>437)</sup> ・ <sup>438)</sup> ・ <sup>439)</sup> ・ <sup>440)</sup> ・ <sup>441)</sup> ・ <sup>442)</sup> ・ <sup>443)</sup> ・ <sup>444)</sup> ・ <sup>445)</sup> ・ <sup>446)</sup> ・ <sup>447)</sup> ・ <sup>448)</sup> ・ <sup>449)</sup> ・ <sup>450)</sup> ・ <sup>451)</sup> ・ <sup>452)</sup> ・ <sup>453)</sup> ・ <sup>454)</sup> ・ <sup>455)</sup> ・ <sup>456)</sup> ・ <sup>457)</sup> ・ <sup>458)</sup> ・ <sup>459)</sup> ・ <sup>460)</sup> ・ <sup>461)</sup> ・ <sup>462)</sup> ・ <sup>463)</sup> ・ <sup>464)</sup> ・ <sup>465)</sup> ・ <sup>466)</sup> ・ <sup>467)</sup> ・ <sup>468)</sup> ・ <sup>469)</sup> ・ <sup>470)</sup> ・ <sup>471)</sup> ・ <sup>472)</sup> ・ <sup>473)</sup> ・ <sup>474)</sup> ・ <sup>475)</sup> ・ <sup>476)</sup> ・ <sup>477)</sup> ・ <sup>478)</sup> ・ <sup>479)</sup> ・ <sup>480)</sup> ・ <sup>481)</sup> ・ <sup>482)</sup> ・ <sup>483)</sup> ・ <sup>484)</sup> ・ <sup>485)</sup> ・ <sup>486)</sup> ・ <sup>487)</sup> ・ <sup>488)</sup> ・ <sup>489)</sup> ・ <sup>490)</sup> ・ <sup>491)</sup> ・ <sup>492)</sup> ・ <sup>493)</sup> ・ <sup>494)</sup> ・ <sup>495)</sup> ・ <sup>496)</sup> ・ <sup>497)</sup> ・ <sup>498)</sup> ・ <sup>499)</sup> ・ <sup>500)</sup> ・ <sup>501)</sup> ・ <sup>502)</sup> ・ <sup>503)</sup> ・ <sup>504)</sup> ・ <sup>505)</sup> ・ <sup>506)</sup> ・ <sup>507)</sup> ・ <sup>508)</sup> ・ <sup>509)</sup> ・ <sup>510)</sup> ・ <sup>511)</sup> ・ <sup>512)</sup> ・ <sup>513)</sup> ・ <sup>514)</sup> ・ <sup>515)</sup> ・ <sup>516)</sup> ・ <sup>517)</sup> ・ <sup>518)</sup> ・ <sup>519)</sup> ・ <sup>520)</sup> ・ <sup>521)</sup> ・ <sup>522)</sup> ・ <sup>523)</sup> ・ <sup>524)</sup> ・ <sup>525)</sup> ・ <sup>526)</sup> ・ <sup>527)</sup> ・ <sup>528)</sup> ・ <sup>529)</sup> ・ <sup>530)</sup> ・ <sup>531)</sup> ・ <sup>532)</sup> ・ <sup>533)</sup> ・ <sup>534)</sup> ・ <sup>535)</sup> ・ <sup>536)</sup> ・ <sup>537)</sup> ・ <sup>538)</sup> ・ <sup>539)</sup> ・ <sup>540)</sup> ・ <sup>541)</sup> ・ <sup>542)</sup> ・ <sup>543)</sup> ・ <sup>544)</sup> ・ <sup>545)</sup> ・ <sup>546)</sup> ・ <sup>547)</sup> ・ <sup>548)</sup> ・ <sup>549)</sup> ・ <sup>550)</sup> ・ <sup>551)</sup> ・ <sup>552)</sup> ・ <sup>553)</sup> ・ <sup>554)</sup> ・ <sup>555)</sup> ・ <sup>556)</sup> ・ <sup>557)</sup> ・ <sup>558)</sup> ・ <sup>559)</sup> ・ <sup>560)</sup> ・ <sup>561)</sup> ・ <sup>562)</sup> ・ <sup>563)</sup> ・ <sup>564)</sup> ・ <sup>565)</sup> ・ <sup>566)</sup> ・ <sup>567)</sup> ・ <sup>568)</sup> ・ <sup>569)</sup> ・ <sup>570)</sup> ・ <sup>571)</sup> ・ <sup>572)</sup> ・ <sup>573)</sup> ・ <sup>574)</sup> ・ <sup>575)</sup> ・ <sup>576)</sup> ・ <sup>577)</sup> ・ <sup>578)</sup> ・ <sup>579)</sup> ・ <sup>580)</sup> ・ <sup>581)</sup> ・ <sup>582)</sup> ・ <sup>583)</sup> ・ <sup>584)</sup> ・ <sup>585)</sup> ・ <sup>586)</sup> ・ <sup>587)</sup> ・ <sup>588)</sup> ・ <sup>589)</sup> ・ <sup>590)</sup> ・ <sup>591)</sup> ・ <sup>592)</sup> ・ <sup>593)</sup> ・ <sup>594)</sup> ・ <sup>595)</sup> ・ <sup>596)</sup> ・ <sup>597)</sup> ・ <sup>598)</sup> ・ <sup>599)</sup> ・ <sup>600)</sup> ・ <sup>601)</sup> ・ <sup>602)</sup> ・ <sup>603)</sup> ・ <sup>604)</sup> ・ <sup>605)</sup> ・ <sup>606)</sup> ・ <sup>607)</sup> ・ <sup>608)</sup> ・ <sup>609)</sup> ・ <sup>610)</sup> ・ <sup>611)</sup> ・ <sup>612)</sup> ・ <sup>613)</sup> ・ <sup>614)</sup> ・ <sup>615)</sup> ・ <sup>616)</sup> ・ <sup>617)</sup> ・ <sup>618)</sup> ・ <sup>619)</sup> ・ <sup>620)</sup> ・ <sup>621)</sup> ・ <sup>622)</sup> ・ <sup>623)</sup> ・ <sup>624)</sup> ・ <sup>625)</sup> ・ <sup>626)</sup> ・ <sup>627)</sup> ・ <sup>628)</sup> ・ <sup>629)</sup> ・ <sup>630)</sup> ・ <sup>631)</sup> ・ <sup>632)</sup> ・ <sup>633)</sup> ・ <sup>634)</sup> ・ <sup>635)</sup> ・ <sup>636)</sup> ・ <sup>637)</sup> ・ <sup>638)</sup> ・ <sup>639)</sup> ・ <sup>640)</sup> ・ <sup>641)</sup> ・ <sup>642)</sup> ・ <sup>643)</sup> ・ <sup>644)</sup> ・ <sup>645)</sup> ・ <sup>646)</sup> ・ <sup>647)</sup> ・ <sup>648)</sup> ・ <sup>649)</sup> ・ <sup>650)</sup> ・ <sup>651)</sup> ・ <sup>652)</sup> ・ <sup>653)</sup> ・ <sup>654)</sup> ・ <sup>655)</sup> ・ <sup>656)</sup> ・ <sup>657)</sup> ・ <sup>658)</sup> ・ <sup>659)</sup> ・ <sup>660)</sup> ・ <sup>661)</sup> ・ <sup>662)</sup> ・ <sup>663)</sup> ・ <sup>664)</sup> ・ <sup>665)</sup> ・ <sup>666)</sup> ・ <sup>667)</sup> ・ <sup>668)</sup> ・ <sup>669)</sup> ・ <sup>670)</sup> ・ <sup>671)</sup> ・ <sup>672)</sup> ・ <sup>673)</sup> ・ <sup>674)</sup> ・ <sup>675)</sup> ・ <sup>676)</sup> ・ <sup>677)</sup> ・ <sup>678)</sup> ・ <sup>679)</sup> ・ <sup>680)</sup> ・ <sup>681)</sup> ・ <sup>682)</sup> ・ <sup>683)</sup> ・ <sup>684)</sup> ・ <sup>685)</sup> ・ <sup>686)</sup> ・ <sup>687)</sup> ・ <sup>688)</sup> ・ <sup>689)</sup> ・ <sup>690)</sup> ・ <sup>691)</sup> ・ <sup>692)</sup> ・ <sup>693)</sup> ・ <sup>694)</sup> ・ <sup>695)</sup> ・ <sup>696)</sup> ・ <sup>697)</sup> ・ <sup>698)</sup> ・ <sup>699)</sup> ・ <sup>700)</sup> ・ <sup>701)</sup> ・ <sup>702)</sup> ・ <sup>703)</sup> ・ <sup>704)</sup> ・ <sup>705)</sup> ・ <sup>706)</sup> ・ <sup>707)</sup> ・ <sup>708)</sup> ・ <sup>709)</sup> ・ <sup>710)</sup> ・ <sup>711)</sup> ・ <sup>712)</sup> ・ <sup>713)</sup> ・ <sup>714)</sup> ・ <sup>715)</sup> ・ <sup>716)</sup> ・ <sup>717)</sup> ・ <sup>718)</sup> ・ <sup>719)</sup> ・ <sup>720)</sup> ・ <sup>721)</sup> ・ <sup>722)</sup> ・ <sup>723)</sup> ・ <sup>724)</sup> ・ <sup>725)</sup> ・ <sup>726)</sup> ・ <sup>727)</sup> ・ <sup>728)</sup> ・ <sup>729)</sup> ・ <sup>730)</sup> ・ <sup>731)</sup> ・ <sup>732)</sup> ・ <sup>733)</sup> ・ <sup>734)</sup> ・ <sup>735)</sup> ・ <sup>736)</sup> ・ <sup>737)</sup> ・ <sup>738)</sup> ・ <sup>739)</sup> ・ <sup>740)</sup> ・ <sup>741)</sup> ・ <sup>742)</sup> ・ <sup>743)</sup> ・ <sup>744)</sup> ・ <sup>745)</sup> ・ <sup>746)</sup> ・ <sup>747)</sup> ・ <sup>748)</sup> ・ <sup>749)</sup> ・ <sup>750)</sup> ・ <sup>751)</sup> ・ <sup>752)</sup> ・ <sup>753)</sup> ・ <sup>754)</sup> ・ <sup>755)</sup> ・ <sup>756)</sup> ・ <sup>757)</sup> ・ <sup>758)</sup> ・ <sup>759)</sup> ・ <sup>760)</sup> ・ <sup>761)</sup> ・ <sup>762)</sup> ・ <sup>763)</sup> ・ <sup>764)</sup> ・ <sup>765)</sup> ・ <sup>766)</sup> ・ <sup>767)</sup> ・ <sup>768)</sup> ・ <sup>769)</sup> ・ <sup>770)</sup> ・ <sup>771)</sup> ・ <sup>772)</sup> ・ <sup>773)</sup> ・ <sup>774)</sup> ・ <sup>775)</sup> ・ <sup>776)</sup> ・ <sup>777)</sup> ・ <sup>778)</sup> ・ <sup>779)</sup> ・ <sup>780)</sup> ・ <sup>781)</sup> ・ <sup>782)</sup> ・ <sup>783)</sup> ・ <sup>784)</sup> ・ <sup>785)</sup> ・ <sup>786)</sup> ・ <sup>787)</sup> ・ <sup>788)</sup> ・ <sup>789)</sup> ・ <sup>790)</sup> ・ <sup>791)</sup> ・ <sup>792)</sup> ・ <sup>793)</sup> ・ <sup>794)</sup> ・ <sup>795)</sup> ・ <sup>796)</sup> ・ <sup>797)</sup> ・ <sup>798)</sup> ・ <sup>799)</sup> ・ <sup>800)</sup> ・ <sup>801)</sup> ・ <sup>802)</sup> ・ <sup>803)</sup> ・ <sup>804)</sup> ・ <sup>805)</sup> ・ <sup>806)</sup> ・ <sup>807)</sup> ・ <sup>808)</sup> ・ <sup>809)</sup> ・ <sup>810)</sup> ・ <sup>811)</sup> ・ <sup>812)</sup> ・ <sup>813)</sup> ・ <sup>814)</sup> ・ <sup>815)</sup> ・ <sup>816)</sup> ・ <sup>817)</sup> ・ <sup>818)</sup> ・ <sup>819)</sup> ・ <sup>820)</sup> ・ <sup>821)</sup> ・ <sup>822)</sup> ・ <sup>823)</sup> ・ <sup>824)</sup> ・ <sup>825)</sup> ・ <sup>826)</sup> ・ <sup>827)</sup> ・ <sup>828)</sup> ・ <sup>829)</sup> ・ <sup>830)</sup> ・ <sup>831)</sup> ・ <sup>832)</sup> ・ <sup>833)</sup> ・ <sup>834)</sup> ・ <sup>835)</sup> ・ <sup>836)</sup> ・ <sup>837)</sup> ・ <sup>838)</sup> ・ <sup>839)</sup> ・ <sup>840)</sup> ・ <sup>841)</sup> ・ <sup>842)</sup> ・ <sup>843)</sup> ・ <sup>844)</sup> ・ <sup>845)</sup> ・ <sup>846)</sup> ・ <sup>847)</sup> ・ <sup>848)</sup> ・ <sup>849)</sup> ・ <sup>850)</sup> ・ <sup>851)</sup> ・ <sup>852)</sup> ・ <sup>853)</sup> ・ <sup>854)</sup> ・ <sup>855)</sup> ・ <sup>856)</sup> ・ <sup>857)</sup> ・ <sup>858)</sup> ・ <sup>859)</sup> ・ <sup>860)</sup> ・ <sup>861)</sup> ・ <sup>862)</sup> ・ <sup>863)</sup> ・ <sup>864)</sup> ・ <sup>865)</sup> ・ <sup>866)</sup> ・ <sup>867)</sup> ・ <sup>868)</sup> ・ <sup>869)</sup> ・ <sup>870)</sup> ・ <sup>871)</sup> ・ <sup>872)</sup> ・ <sup>873)</sup> ・ <sup>874)</sup> ・ <sup>875)</sup> ・ <sup>876)</sup> ・ <sup>877)</sup> ・ <sup>878)</sup> ・ <sup>879)</sup> ・ <sup>880)</sup> ・ <sup>881)</sup> ・ <sup>882)</sup> ・ <sup>883)</sup> ・ <sup>884)</sup> ・ <sup>885)</sup> ・ <sup>886)</sup> ・ <sup>887)</sup> ・ <sup>888)</sup> ・ <sup>889)</sup> ・ <sup>890)</sup> ・ <sup>891)</sup> ・ <sup>892)</sup> ・ <sup>893)</sup> ・ <sup>894)</sup> ・ <sup>895)</sup> ・ <sup>896)</sup> ・ <sup>897)</sup> ・ <sup>898)</sup> ・ <sup>899)</sup> ・ <sup>900)</sup> ・ <sup>901)</sup> ・ <sup>902)</sup> ・ <sup>903)</sup> ・ <sup>904)</sup> ・ <sup>905)</sup> ・ <sup>906)</sup> ・ <sup>907)</sup> ・ <sup>908)</sup> ・ <sup>909)</sup> ・ <sup>910)</sup> ・ <sup>911)</sup> ・ <sup>912)</sup> ・ <sup>913)</sup> ・ <sup>914)</sup> ・ <sup>915)</sup> ・ <sup>916)</sup> ・ <sup>917)</sup> ・ <sup>918)</sup> ・ <sup>919)</sup> ・ <sup>920)</sup> ・ <sup>921)</sup> ・ <sup>922)</sup> ・ <sup>923)</sup> ・ <sup>924)</sup> ・ <sup>925)</sup> ・ <sup>926)</sup> ・ <sup>927)</sup> ・ <sup>928)</sup> ・ <sup>929)</sup> ・ <sup>930)</sup> ・ <sup>931)</sup> ・ <sup>932)</sup> ・ <sup>933)</sup> ・ <sup>934)</sup> ・ <sup>935)</sup> ・ <sup>936)</sup> ・ <sup>937)</sup> ・ <sup>938)</sup> ・ <sup>939)</sup> ・ <sup>940)</sup> ・ <sup>941)</sup> ・ <sup>942)</sup> ・ <sup>943)</sup> ・ <sup>944)</sup> ・ <sup>945)</sup> ・ <sup>946)</sup> ・ <sup>947)</sup> ・ <sup>948)</sup> ・ <sup>949)</sup> ・ <sup>950)</sup> ・ <sup>951)</sup> ・ <sup>952)</sup> ・ <sup>953)</sup> ・ <sup>954)</sup> ・ <sup>955)</sup> ・ <sup>956)</sup> ・ <sup>957)</sup> ・ <sup>958)</sup> ・ <sup>959)</sup> ・ <sup>960)</sup> ・ <sup>961)</sup> ・ <sup>962)</sup> ・ <sup>963)</sup> ・ <sup>964)</sup> ・ <sup>965)</sup> ・ <sup>966)</sup> ・ <sup>967)</sup> ・ <sup>968)</sup> ・ <sup>969)</sup> ・ <sup>970)</sup> ・ <sup>971)</sup> ・ <sup>972)</sup> ・ <sup>973)</sup> ・ <sup>974)</sup> ・ <sup>975)</sup> ・ <sup>976)</sup> ・ <sup>977)</sup> ・ <sup>978)</sup> ・ <sup>979)</sup> ・ <sup>980)</sup> ・ <sup>981)</sup> ・ <sup>982)</sup> ・ <sup>983)</sup> ・ <sup>984)</sup> ・ <sup>985)</sup> ・ <sup>986)</sup> ・ <sup>987)</sup> ・ <sup>988)</sup> ・ <sup>989)</sup> ・ <sup>990)</sup> ・ <sup>991)</sup> ・ <sup>992)</sup> ・ <sup>993)</sup> ・ <sup>994)</sup> ・ <sup>995)</sup> ・ <sup>996)</sup> ・ <sup>997)</sup> ・ <sup>998)</sup> ・ <sup>999)</sup> ・ <sup>1000)</sup> ・ <sup>1001)</sup> ・ <sup>1002)</sup> ・ <sup>1003)</sup> ・ <sup>1004)</sup> ・ <sup>1005)</sup> ・ <sup>1006)</sup> ・ <sup>1007)</sup> ・ <sup>1008)</sup> ・ <sup>1009)</sup> ・ <sup>1010)</sup> ・ <sup>1011)</sup> ・ <sup>1012)</sup> ・ <sup>1013)</sup> ・ <sup>1014)</sup> ・ <sup>1015)</sup> ・ <sup>1016)</sup> ・ <sup>1017)</sup> ・ <sup></sup>
--

各資産のリスク量 (%)

資産	ファンドリスク ウェイト	基本リスク ウェイト	差
外国債券	34.6	33.3	1.3
国内株式	32.4	33.3	-0.9
外国リート	32.9	33.3	-0.4
合計	100.0	100.0	0.0

※リスクウェイトは、みずほ第一フィナンシャルテクノロジーが計測したものです。

※リスクウェイトの乖離が±5%以上となった場合は、基本リスクウェイトへ近づけるオペレーションを実施します。

基準価額変動の要因分析(前月末比) (円)

前月末基準価額	15,107
基準価額の変動要因	-
外国債券(外国債券パッシブ・ファンド・マザー・ファンド)	-45
うち為替要因	103
国内株式(インデックス225 マザー・ファンド)	-450
外国リート(外国リート・パッシブ・ファンド・マザー・ファンド)	-210
うち為替要因	71
小計	-706
信託報酬	-14
その他要因	1
分配金	-20
基準価額前月末比	-739
当月末基準価額	14,368

※要因分析は、組入資産の値動き等が基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その完全性、正確性を保証するものではありません。

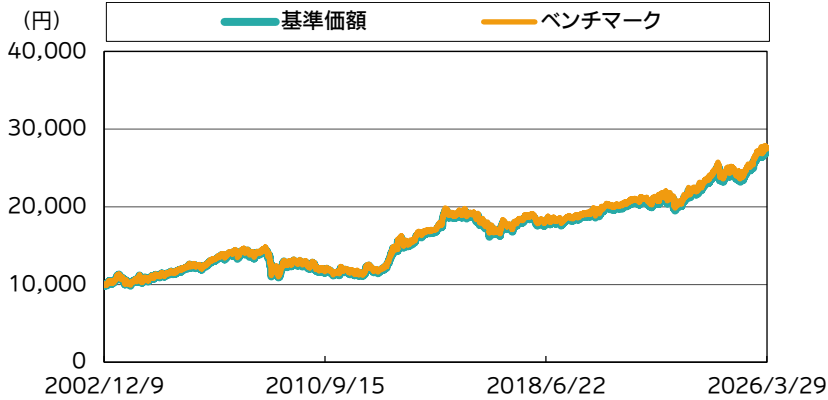
組入上位10通貨 (%)

	通貨	組入比率
1	アメリカ・ドル	43.9
2	日本円	21.2
3	ユーロ	17.0
4	オフショア・人民元	6.8
5	イギリス・ポンド	4.1
6	オーストラリア・ドル	2.3
7	カナダ・ドル	1.5
8	シンガポール・ドル	0.9
9	メキシコ・ペソ	0.5
10	ポーランド・ズロチ	0.4

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する実質的な割合です。

外国債券:外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンドの状況

基準価額の推移



※基準価額は、設定前営業日を10,000円として指数化しています。  
 ※ベンチマークは、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)です。設定日を10,000円として指数化しています。指数についての詳細は後掲の「指数の著作権などについて」をご参照ください。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	27,055	27,211
純資産総額(百万円)	321,260	311,986

※基準価額は、1万口当たり。

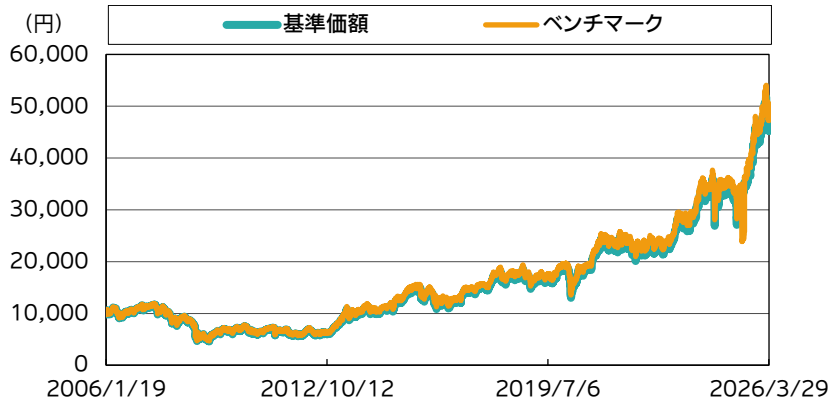
騰落率 (%)

	ファンド	ベンチマーク	差
1ヵ月	-0.6	-0.6	0.1
3ヵ月	0.8	0.8	-0.0
6ヵ月	7.4	7.4	0.0
1年	12.6	12.7	-0.1
3年	31.9	32.0	-0.1
5年	33.8	34.0	-0.2
10年	48.9	49.1	-0.1
設定来	170.6	175.4	-4.9

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来は当マザーファンドにおける設定来の騰落率です。

国内株式:インデックス225 マザーファンドの状況

基準価額の推移



※ベンチマークを含め、設定前営業日を10,000円として指数化しています。  
※ベンチマークは、日経平均トータルリターン・インデックスです。指数についての詳細は後掲の「指数の著作権などについて」をご参照ください。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	45,194	51,730
純資産総額(百万円)	386,835	412,819

※基準価額は、1万口当たり。

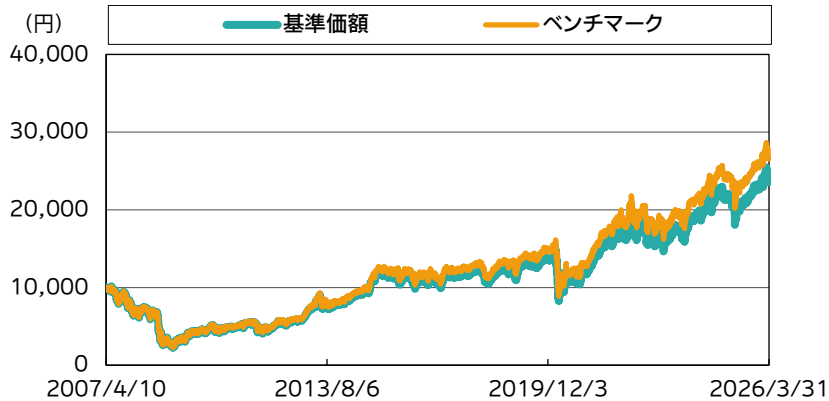
騰落率 (%)

	ファンド	ベンチマーク	差
1ヵ月	-12.6	-12.6	0.0
3ヵ月	2.2	2.2	0.0
6ヵ月	14.6	14.6	-0.0
1年	45.8	45.9	-0.1
3年	92.0	92.4	-0.4
5年	92.2	92.9	-0.7
10年	268.1	270.0	-1.8
設定来	351.9	372.1	-20.1

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来は当マザーファンドにおける設定来の騰落率です。

外国リート:外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンドの状況

基準価額の推移



※基準価額は、設定前営業日を10,000円として指数化しています。  
 ※ベンチマークは、S&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)です。設定日を10,000円として指数化しています。指数についての詳細は後掲の「指数の著作権などについて」をご参照ください。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	23,625	25,163
純資産総額(百万円)	116,463	131,528

※基準価額は、1万口当たり。

騰落率 (%)

	ファンド	ベンチマーク	差
1ヵ月	-6.1	-6.1	0.0
3ヵ月	2.0	2.1	-0.1
6ヵ月	7.4	7.7	-0.3
1年	13.4	14.1	-0.7
3年	50.2	52.9	-2.7
5年	71.2	76.3	-5.2
10年	107.5	121.8	-14.3
設定来	136.3	166.0	-29.7

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来は当マザーファンドにおける設定来の騰落率です。

## マーケット動向とファンドの動き

### 【国内株式】

国内株式市場は大きく下落しました。米国とイスラエルによるイランへの攻撃が長期化すると懸念が強まったことで、原油などエネルギー資源や石油化学製品の価格が急騰したことに加え供給懸念が強まったこと、それに伴いインフレ懸念と景気減速懸念が強まったこと、米国の利下げ観測後退に伴う米国株安等を背景に大きく下落しました。

### 【外国債券】

外国債券市場では、10年国債利回りは米欧ともに上昇しました。原油などエネルギー価格が急騰しインフレ懸念が強まったこと、またインフレ懸念の強まりに伴い欧州では利上げ観測が強まり米国では利下げ観測が後退したこと等から、米欧とも10年国債利回りは上昇しました。

### 【外国リート】

外国リート市場は下落しました。インフレ懸念から欧州では利上げ観測が強まり米国では利下げ観測が後退したこと、各国の長期金利が上昇したことを嫌気したことなどを背景に下落しました。

### 【為替】

ドル/円相場は、リスク回避のドル高の動きや、本邦のインフレ懸念や貿易収支悪化が意識されたこと等から月前半はドル高円安となったものの、その後は1ドル=160円に近づく水準では介入警戒感もあり、方向感に欠ける動きとなりました。ユーロはドルに対して下落、円に対しては概ね横ばいでした。

このような状況下、当ファンドの基準価額は前月末比で下落しました。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

## ファンドの特色

各マザーファンド<sup>※</sup>への投資を通じ、実質的に外国債券、国内株式、外国不動産投資信託証券<sup>(注)</sup>の3資産へ分散投資を行い、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。

※外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、インデックス225 マザーファンドおよび外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

(注)「不動産投資信託証券」(以下「リート」という場合があります。 )とは、不動産投資法人または不動産投資信託を総称した一般呼称です。

多くの投資者から集めた資金などで、商業施設、マンション、倉庫などの様々な不動産を保有し、そこから生じる賃料収入等などが投資者に分配される商品を行います。

### 1. 3資産のリスク量が等しくなるように分散投資を行います。

- 各資産の相関関係を考慮したうえでファンドにおける3資産のリスク量が等しくなるように調整するため、相対的にリスクの高い資産の構成比は低くなり、相対的にリスクの低い資産の構成比は高くなります。

### 2. 海外投資の活用で通貨分散が図れます。

- 世界主要通貨である米ドル、ユーロ、日本円などに通貨分散が図れます。
  - 資産分散に加え、通貨分散が図れることで、より一層の分散投資効果が期待できます。
- ※実質組入外貨建資産について為替ヘッジは行いません。

### 3. 年6回の決算

- 奇数月の各6日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、原則として利子・配当等収益(経費控除後)の範囲内で安定的な分配を行うことを基本とします。また、5月および11月には原則として利子・配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行うこととします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

### ● 資産配分リスク

各資産(外国債券、国内株式、外国リート)の実質資産配分比率は基本リスクウェイトに基づいた比率とします。収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数またはすべての資産価値が下落する場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

### ● 金利リスク

金利リスクとは、金利変動により債券およびリーートの価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。また金利の変動に伴い、リーートの価格も変動する傾向があり、当ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

### ● 株価変動リスク

当ファンドは株式に実質的に投資します。株式の価格は一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

### ● リートの価格変動リスク

リーートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。

当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

### ● 為替リスク

当ファンドは実質組入外貨建資産の為替リスクに対して為替ヘッジを行わないため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

また、実質組入外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

### ● 信用リスク

当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

### ● 流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

### ● カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落する要因となる場合があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)	信託期間	無期限(2005年12月28日設定)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託財産の純資産総額が50億円を下回ることとなった場合。 ・受益者のために有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	決算日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各6日(休業日の場合は翌営業日)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。	収益分配	年6回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。		
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・オーストラリア証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・オランダの銀行の休業日 ・フランスの銀行の休業日	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。		
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。		

## ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

### ● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>2.2%(税抜2.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

### ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>以下により計算される<b>①と②の合計額</b>とします。</p> <p>①ファンドの日々の純資産総額に対して<b>年率1.1%(税抜1.0%)</b>の率を乗じて得た額 ※信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)に対する投資顧問報酬が含まれます。</p> <p>②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品賃料のうちファンドに属するとみなした額に55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額 *2026年2月7日現在は、<b>品賃料の49.5%(税抜45%)以内</b>になります。委託会社と受託会社が受け取る品賃料の配分は1:1の割合となります。</p> <p>品賃料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用(信託報酬)として受け取ります。</p>
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等</li> </ul> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

## 投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。また、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をします。市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、当社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## 委託会社およびファンドの関係法人

- ＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
加入協会:一般社団法人資産運用業協会
- ＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社
- ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

## 委託会社の照会先

- アセットマネジメントOne株式会社  
コールセンター 0120-104-694  
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2026年4月9日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社八十二長野銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第49号	○		○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○		
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号	○	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		
野村證券株式会社 ※4	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	※1

●他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2026年4月9日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
東海労働金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第70号					※1
近畿労働金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第90号					※1
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からの取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

## 指数の著作権などについて

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

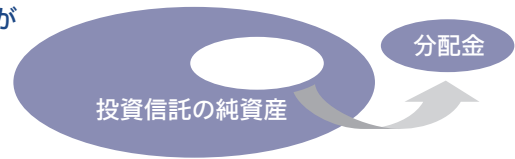
「日経平均株価」および「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下、「日経平均株価」といいます。)に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属します。株式会社日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。また、インデックス225 マザーファンドについて、株式会社日本経済新聞社は一切の責任を負うものではありません。

S&P 先進国 REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。本商品は、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなくこれらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 先進国 REITインデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

## 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

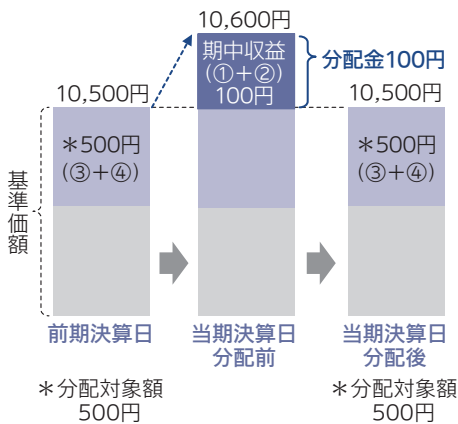
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

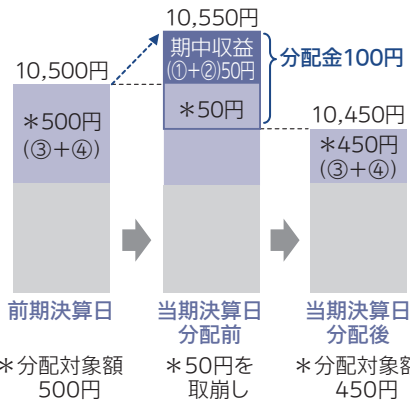
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### ケースA



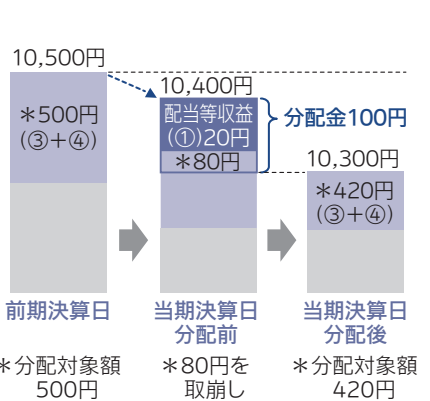
#### ケースB

<前期末から基準価額が上昇した場合>



#### ケースC

<前期末から基準価額が下落した場合>



上図のそれぞれのケースにおいて、前期末から当期末まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

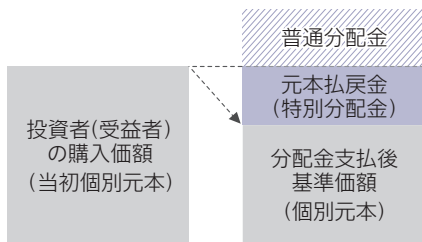
ケースA	分配金受取額100円 + 当期末日と前期末日との基準価額の差	0円 = 100円
ケースB	分配金受取額100円 + 当期末日と前期末日との基準価額の差	▲50円 = 50円
ケースC	分配金受取額100円 + 当期末日と前期末日との基準価額の差	▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

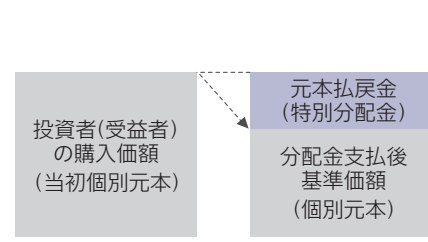
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。